

令和2年12月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年12月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	雲龍株式会社（法人番号：3011801034521） 代表者 南明月
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都葛飾区東水元2-11-5 （本社営業所） 東京都葛飾区東水元2-11-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月11日及び令和元年11月25日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年12月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ドルフィンズ (法人番号：9030002009870) 代表者 奥谷昭夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市西区大字指扇511-44 (東京営業所) 東京都板橋区三園1-31-19-404
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月13日、令和元年11月14日及び令和元年12月17日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年12月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社セイフティ（法人番号：8011801017281） 代表者 渡辺一英
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市赤山111-8 (東京営業所) 東京都葛飾区西水元3-17-9 ターナハイムA101
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年12月10日、令和元年12月23日、令和2年1月10日及び令和2年1月22日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 27点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)